

平成18年度

エコアクション21審査人試験問題

1 選択式問題

以下の問ごとに、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選び、の中に解答を記入して下さい。

(1) 環境問題・環境対策関係(40問・40解答 合計40点)

問1 「環境基本法」に規定されている基本理念に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律には、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することに関する理念が述べられている。
2. この法律には、国際社会において我が国の占める位置に応じて、国際的協調により地球環境保全を積極的に推進することに関する理念が述べられている。
3. この法律には、人類の生存の基盤である環境が将来にわたり維持されるよう適切に環境の保全が行われることに関する理念が述べられている。
4. この法律には、廃棄物等の発生を抑制して資源の循環的利用により循環型社会を構築することに関する理念が述べられている。
5. この法律には、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減する等の行動がすべての者の公平な役割分担の下に行われることに関する理念が述べられている。

問2 「環境基本法」に関する説明としてとして「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律の本文では、事業者及び国民に広く環境の保全についての関心と理解を深めるための機会として6月5日を「環境の日」と規定している。
2. この法律の本文では、事業者における責務として、製品が消費者等により廃棄されて廃棄物となった場合にその適切な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる、いわゆる拡大生産者責任の考え方を規定している。
3. この法律の本文では、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないことと規定している。
4. この法律の本文では、放射性物質による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染を防止する

ための措置は関係法律で定めるところによると規定している。

- 5 . この法律の本文では、現に公害が激しく、施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが困難であると認められる地域について、市町村長は公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）を策定することを規定している。

問3 . 「環境基本法」には事業者の責務についての規定が設けられている。事業者の責務に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 . 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくは適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 . 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。
- 4 . 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 5 . 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

問4 . 人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見を取りまとめて評価し、各国政府にアドバイスを提供することを目的として1988年にWMOとUNEPにより設立された政府間機構を、次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . Joint WMO/IOC Technical Commission for Oceanography and Marine Meteorology
- 2 . The Intergovernmental Panel on Climate Change
- 3 . Institute for Global Environmental Strategies
- 4 . UNEP/International Environmental Technology Centre
- 5 . Intergovernmental Oceanographic Commission

問5 . 2002 年の WSSD で採択された「ヨハネスブルグ宣言」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 21 世紀に向けて持続可能な開発を実現するために、各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定する宣言。大気、水、廃棄物などの具体的な問題についてのプログラムとともに、この行動を実践する主要グループの役割強化、財源などの実施手段のあり方が盛り込まれている。
- 2 . 地球サミットから 10 年目を迎え、アジェンダ 2 1 の実施促進や新たに生じた課題等について議論を行い、持続可能な開発を進めるための各国の指針となる包括的文書である「実施計画」とともに、首脳の持続可能な開発に向けた政治的意志を示すために採択された宣言。
- 3 . ヨハネスブルグで開催されたサミットで採択された宣言で、貧困問題に焦点を絞り、各国間の貧富の格差が人類の持続可能性に対する重大な脅威となることから、その解決に向けて 2000 年からの「国連貧困撲滅のための 10 年」とした。
- 4 . 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）の第 3 回フォーラムにおいて採択された宣言。2000 年以降の優先すべき行動事項に基づく内容であり、項目ごとに達成目標年限を設定している。
- 5 . 2005 年からの 10 年間を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、ユネスコにその国際実施計画を作成するよう要請し、各国政府がその実施のための措置を国内の教育戦略及び行動計画に盛り込むよう呼びかけた宣言。

問6 . 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- 2 . 地方自治体は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定する。
- 3 . 事業者は、その事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努める。
- 4 . 都道府県知事は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設立された財団法人、社団法人又は都道府県議会の議決により設立された法人を、都道府県に一を限って、都道府県地球温暖化防止活動推進センターとして指定しなければならない。
- 5 . 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるものは、

毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣に報告しなければならない。

問7. 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
2. 経済産業大臣は、我が国の特定物質の種類ごとの生産量及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、かつ、特定物質の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、製造数量の許可、輸入の承認に関する処分などを行う。
3. 気象庁長官は、オゾン層の状況並びに大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表する。
4. 環境大臣は、関係機関による観測の成果等を活用しつつ、特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表する。
5. この法律において「特定物質」とは、オゾン層を破壊する物質であって政令で定める議定書附属書AのグループIのトリクロロフルオロメタンなど6種類である。

問8. 「生物の多様性に関する条約」及び平成14年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この条約は、熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、更には人類存続に不可欠な生物資源消失への危機感が動機となり、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるために作成されたものである。
2. この条約の目的には「生物多様性の保全」に加えて、開発途上国の強い主張も背景に、「その持続可能な利用」と「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられた。
3. 国家戦略の対象範囲は、陸域のみならず海域も対象に含んだ国土全体であり、また、一体として関連する限りにおいてアジア等の諸外国も分析の対象としている。
4. 国家戦略においては、狭義の生物多様性のみではなく、広義の生物多様性、すなわち自然環境とこれらに関する施策等の全般を論じたものとなっており、わが国の自然環境施策の短期的な方針をも記述している。
5. 国家戦略では、狭義の保全だけでなく、広範な分野、領域における持続可能な利用の観点も重視しており、「自然と共生する社会」を政府全体として実現することを目的とした自然の保全と再生のためのトータルプランとして位置付けられる。

問9 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置を講ずることなどを目的としている。
- 2 . 環境大臣及び経済産業大臣は、工場又は事業場（以下単に「工場」という。）輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。
- 3 . 環境大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、建築主の判断となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
- 4 . この法律では、政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が10,000M J以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定する。
- 5 . 環境大臣及び国土交通大臣は、貨物輸送事業者であって、政令で定める貨物の輸送の区分ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定する。

問10 「循環型社会形成推進基本法」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 循環型社会形成推進基本法は、平成12年5月に国会で成立し、6月に公布された。
- 2 . 「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 3 . 廃棄物処理法でいう「廃棄物」には、いわゆる放射性廃棄物は含まれないが、循環型社会形成推進基本法でいう「廃棄物等」には含まれているので、その循環的使用を促進しなければならない。
- 4 . 循環型社会形成に関する行動は、その技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ自主的かつ積極的に行われ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現の推進のために行われなければならない。
- 5 . 循環型社会形成のための必要な措置は、国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正か

つ公平に負担により、行われなければならない。

問 1 1 .「循環型社会形成推進基本法」で定められる事業者の責務に関する文章として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 事業者は、その事業活動において原材料等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正な循環的利用若しくはこれについて必要な措置を講じ、又は自らの責任において適正処分する責務を有する。
- 2 . 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、当該製品、容器等の耐久性向上及び修理実施体制充実等の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制する必要な措置、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用の促進、及びその適正処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 . 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 4 . 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、その事業活動を行うに際して、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 5 . 事業者は、その事業活動に際して、原材料として再生品を使用する法的義務があり、これにより循環型社会の形成に協力しなければならない。また国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

問 1 2 .「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた産業廃棄物保管基準に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 保管施設には縦横それぞれ 50cm 以上の掲示板を設けなければならない。
- 2 . 保管施設には、周囲に囲いを設け、かつ産業廃棄物が雨水にあたらないように屋根を設けなければならない。
- 3 . 保管施設には、ねずみが生息し、蚊、蝇、その他害虫が発生しないようにしなければならない。
- 4 . 廃石綿等の保管は、梱包のうえ密閉容器を用いなければならない。
- 5 . 保管基準には廃棄物の積上げに関する基準はない。

問 1 3 . 全国産業廃棄物連合会が発行する「直行用産業廃棄物管理票(マニフェスト)」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 排出事業者の手元には A 票、B2 票、D 票、E 票が保管されていなければならない。
- 2 . 排出事業者は、マニフェストを交付した日から、5 年間、保管しなければならない。
- 3 . 産業廃棄物について、マニフェストを交付した日から 90 日以内にマニフェスト B2 票及び D 票が回収されない場合、また特別管理産業廃棄物については 60 日以内にそれらが回収されない場合、経過した日から 30 日以内に都道府県知事に報告を行わなければならない。
- 4 . 産業廃棄物について、マニフェストを交付した日から 180 日以内にマニフェスト E 票が回収されない場合、それらが経過した日から 30 日以内に都道府県知事に報告を行わなければならない。
- 5 . 収集運搬業者、中間処理業者は、それぞれ収集運搬の終了日、中間処理の終了日から 10 日以内にマニフェストの写しを排出事業者に戻送しなければならない。

問 1 4 .「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . この制度は、廃棄物処理法の施行規則により位置付けられた評価基準に適合した業者に対して、都道府県知事(又は保健所設置市長)が、処理業の許可更新等の際に提出する申請書類の一部を省略させることができる仕組みである。
- 2 . 評価基準は「遵法性」「情報公開性」「環境保全への取組」の 3 つのカテゴリに分かれているが、「情報公開性」の判断としては、その情報が必ずしもインターネットで公開されていないともよいことになっている。

3. 「情報公開性」の評価基準の一つである「最終処分までの処理行程」では、産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程(処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む)を公開することが求められている。また外部委託先については海外への輸出の場合も含まれる。
4. この制度でいう「環境保全の取組み」では、ISO14001 やエコアクション 21 ガイドラインおよびこれと相互認証した規格等への適合が求められている。
5. この制度で基準に適合した業者を選定して、産業廃棄物を委託することで、排出事業者は一般的な注意義務を果たしたものと見なすことができる。

問 15 . 特別管理廃棄物の種類と性状などに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 廃油のうち、揮発油類、灯油類、軽油類が廃油となったものは特別管理産業廃棄物である。
2. 廃酸、廃アルカリ類のうち、水素イオン濃度指数(pH)が 2.0 以下の廃酸、また、pH が 12.5 以上の廃アルカリは特別管理産業廃棄物である。
3. 通常、医療関係機関等から排出される廃棄物のうち、感染性廃棄物の諾否について判断できない場合は、専門知識を有する者(医者、歯科医師等)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。
4. スレート板、ビニル床タイル(P タイル)のアスベスト成型板のうち、アスベスト含有量が 1 重量%を超えるものが、解体工事等により撤去された場合は飛散性アスベスト廃棄物とみなされる。
5. 廃プラスチック類焼却施設で発生するばいじんに含まれる鉛又はその化合物が、溶出試験により 0.3mg/ を超える場合は特別管理産業廃棄物となる。

問16 . 産業廃棄物処理の現状と課題などに関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 平成 15 年度産業廃棄物の業種別排出量は、汚泥が 46.3%、動物のふん尿が 21.6%、がれき類の 14.4%となり、この 3 種類で全排出量の約 80%となる。
- 2 . 環境省の調査(平成 15 年度)によれば、全国の産業廃棄物の総排出量は、約 4 億 1 千万トンである。
- 3 . 産業廃棄物処理業者の許可件数は、都道府県等や業種別の重複はあるが、平成 15 年 4 月 1 日現在、21 万 6 千件を越している。
- 4 . 排出事業者の適正処理の知識や認識の不足により、処理業者任せになっていることが廃棄物処理の課題となっている。
- 5 . 平成 16 年の産業廃棄物不法投棄事犯の投棄者別の内訳では、無許可業者による不法投棄が 66%と最も多く、次いで排出事業者が 29%と続いている。

問17 . 産業廃棄物の委託に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 排出事業者は収集運搬の許可のみの収集運搬業者と契約する場合には、運搬先の間処理も含めて収集運搬業者と一括契約を結ばなければならない。
- 2 . 排出事業者は、産業廃棄物処理業者が収集運搬と中間処理の両方の許可をもつ業者の場合には、一本の契約書でまとめて契約してもよい。
- 3 . 排出事業者から中間処理業者までの間を、替保管施設を経由して複数の収集運搬業者が区間を区切って運搬する場合、替保管施設を有する収集運搬業者と委託契約を結ぶことでよい。
- 4 . 排出事業者は、約書及び契約書に添付された書面を契約の終了から 3 年間保存する。
- 5 . 排出事業者と当初委託契約を結んだ者(受託者)が、自ら受託業務を行うことができなくなった場合、出事業者の了解を得て、委託を行うことができる。

問18 . 環境省令で定める委託契約に含まれるべき事項に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢から「1つ」選べ。

- 1 . 委託契約の有効期間
- 2 . 受託者の見積料金
- 3 . 受託者が産業廃棄物の許可を受けた者である場合は、その事業の範囲
- 4 . 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が積替え又は保管を行う場合にはその場所の所在地、廃棄物の種類、保管上限など

5. 委託者の産業廃棄物を適正処理するために必要となる産業廃棄物の性状及び荷姿、通常の保管状態の下での腐敗、揮発等の性状の変化の事項などの必要な情報

問19. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の紙マニフェストと電子マニフェストの説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 排出事業者は、産業廃棄物を収集・運搬又は処分業者に引渡すと同時に紙マニフェストを交付する。
2. 排出事業者は、産業廃棄物を収集・運搬又は処分業者に引渡してから、10日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録する。
3. 収集運搬業者は、運搬終了から10日以内に、運搬受託者の氏名又は名称、運搬終了日、有価物収集量を記載した1次マニフェストのB2票を、排出事業者に送付する。
4. 中間処理業者は、処理終了日から10日以内に、処分受託者の氏名又は名称など必要事項を記載した1次マニフェストのD票を、排出事業者に送付し、併せてC2票を収集運搬業者に送付する。
5. 中間処理業者は、最終処分業者から最終処分が終了した旨が記載された2次マニフェストのE票が送付されたときは、10日以内に1次マニフェストのE票に必要事項を記載して、排出事業者に送付する。

問20. 環境に関連する法律等に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 化学物質の盗難・紛失防止、流出・漏洩等の防止のための措置を講じなければならないことと規定しているのは、「毒物及び劇物取締法」である。
2. 動植物への影響に着目した審査・規制制度が導入されているのは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」である。
3. アライグマやカミツキガメ等による生態系、農林水産業への被害を防止するも目的で2005年10月に施行されたのは、「特定の外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」である。
4. 2006年5月に施行された食品中に残量する農薬等に関する「ポジティブリスト制度」は「食品衛生法」に基づく制度である。
5. 石綿による健康障害の救済に関する事項は、「石綿傷害予防規則」で扱われる。

問 2 1 . 「化学物質等安全データシート (MSDS)」について規定している法律として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 労働安全衛生法
- 2 . 毒物及び劇物取締法
- 3 . 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律
- 4 . 消防法
- 5 . 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

問 2 2 . 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)の化学物質についての分類として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 第一種特定化学物質
- 2 . 第二種特定化学物質
- 3 . 第三種特定化学物質
- 4 . 第一種監視化学物質
- 5 . 第二種監視化学物質

問 2 3 . 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律における第一種指定化学物質として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 石綿
- 2 . トルエン
- 3 . 硫酸
- 4 . 1・1・1 トリクロロエタン
- 5 . 鉛

問 2 4 . 下記の化学物質等に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 化学物質の内分泌かく乱作用については、その有害性がすべて科学的に解明されている。
- 2 . 環境省の調査で、ビスフェノール A については内分泌かく乱作用を有することが推察されている。
- 3 . ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)

と塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、コプラナー PCB をダイオキシン類と定義している。

- 4 . ダイオキシン類の排出量は、基準年（平成 9 年）に対し平成 16 年には約 95% 以上削減されている。
- 5 . PCB 廃棄物の処理事業は、日本環境安全事業㈱により全国 5 箇所のうち北九州、豊田、東京の 3 箇所ですでに開始されている。（2006.6.1 現在）

問 2 5 . 化学物質に関する国際的枠組みと関連しない用語として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

- 1 . POPs (Persistent Organic Pollutants)
- 2 . GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals)
- 3 . SAICM (Strategic Approach to International Chemicals Management)
- 4 . LOHAS (Lifestyles of Health and Sustainability)
- 5 . REACH (Registration, Evaluation, Authorization of Chemicals)

問 2 6 . 「大気汚染防止法」における事業者の対応措置に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1 つ」選べ。

- 1 . ばい煙発生施設においてばい煙を大気中に排出する者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
- 2 . 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場において、事業活動に伴い発生する特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じんに関する敷地境界に係る規制基準を遵守しなければならない。
- 3 . ばい煙発生施設の設置者は、ばい煙発生施設において故障、破損等の事故が発生し、ばい煙等が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じるよう努めるとともに、環境大臣に、その事故の状況を通報しなければならない。
- 4 . 環境大臣又は都道府県知事は、ばい煙発生施設の設置者、一般粉じん発生施設の設置者、特定粉じん発生施設の設置者等に対し、法律の施行に必要な限度において、施設の状況等の必要な事項について報告を求め、又は職員に工場等に立ち入り、検査させることができる。
- 5 . ばい煙発生施設においてばい煙を大気中に排出する者に対し、その者が排出基準に適合しないばい煙を継続的に排出するおそれがあり、その排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められる場合には、都道府県知事は、ばい煙発生施設の構造、使用方法、処理の方法について改善を命じることができる。

問 27. 「水質汚濁防止法」における排出規制についての説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. この法律は、工場等から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的としている。
2. この法律において、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水その他公共の用に供される用水路をいう。
3. この法律において、特定施設とは、カドミウム等の人の健康に係る被害が生ずるおそれのある物質で政令で定める物質（有害物質という）を含むこと、化学的酸素要求量等の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に関し生活環境に係る被害が生ずるおそれがある程度であること、のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるものをいう。
4. この法律において、排出水とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透する水をいう。
5. この法律において、排出水の汚染状態に関して、環境省令により排水基準が定められており、排水基準は、有害物質の汚染状態にあつては排出水中に含まれる有害物質の種類ごとに、その他の汚染状態にあつては項目ごとに、許容限度が定められている。

問 28. 次に示す工場のうち、シアンを含む汚水を排出する可能性の高い工場として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 苛性ソーダ製造工場
2. 石油精製工場
3. 皮革工場
4. コークス製造工場
5. 食料品工場

問 29. 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める汚水等排出施設として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから1つ選べ。

1. 非鉄金属製造業の用に供する水銀精製施設
2. 洗濯業の用に供する洗浄施設
3. 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
4. 有機ゴム薬品製造業の用に供する分離施設
5. 木材薬品処理業の用に供する薬液浸透施設

問30 .「悪臭防止法」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 特定悪臭物質とは、不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのあるすべての物質である。
- 2 . 市町村長は住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域を指定しなければならない。
- 3 . 規制基準は、敷地境界線、気体排出口、排水水について定める。
- 4 . 法違反が発見された場合は、直罰規程が適用される。
- 5 . 規制地域内の事業場設置者は、悪臭を伴う事故の発生があった場合、都道府県知事に通報し、応急措置を講じる等の義務がある。

問31 . ダイオキシン類の環境基準に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準には水底の底質の汚染が含まれる。
- 2 . ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、行うものとする。
- 3 . 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 . 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 . 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地などあらゆる土壌に適用する。

問32 . 光化学スモッグにつながる VOC(揮発性有機化合物)の排出抑制技術に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . VOC 塗料には、水性塗料、無溶剤型塗料、ハイソリッド型塗料に分類される。
- 2 . 洗浄槽に蓋をしたり、洗浄槽を冷却しても効果は少ない。
- 3 . 活性炭使用の脱臭装置で VOC 対策は可能である。
- 4 . VOC 対策は洗浄工程だけでなく製品設計段階からの検討が必要である。
- 5 . VOC の抑制には、低 VOC 製品への転換、施設構造・管理の改善、処理装置の設置が考えられる。

問33．大気汚染につながる窒素酸化物の抑制技術に燃焼の改善が考えられるが、その説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．低空気比燃焼は過剰空気量を少なくすることで省エネルギーにも効果がある。
- 2．燃焼室熱負荷の低減には炉の生産能力やボイラー出力の低下が考えられる。
- 3．空気予熱温度の低下は直接燃焼温度に影響を与え、NOx の排出の減少が期待でき、省エネルギーにも効果がる。
- 4．燃焼装置の改造による排ガス再循環燃焼は、燃焼排ガスの一部を燃焼用空気に混入させる方法であるが、若干の熱効率が低下する。
- 5．低 NOx 燃焼には、急速燃焼形、緩慢燃焼形、分割火炎形、自己再循環形などがある。

問34．汚水等の処理施設の維持管理に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．ポンプ等の回転機械について、潤滑をスムーズにするため多めに注油を行う。
- 2．ポンプなどは異常音や、振動の有無を点検するため毎日点検する。
- 3．中和装置では、薬品の使用量、残存量、pH 電極の作動状況を点検する。
- 4．ばっ気装置では、機械攪拌装置に異物が絡んでいないか、空気量が適当かを確認する。
- 5．活性汚泥処理装置では、汚泥の色や臭気の状態など点検する。

問35．「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づいて定められた「環境報告書の記載事項等」として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．事業活動に係る環境配慮の取組の体制等
- 2．事業活動に係る環境配慮の方針等
- 3．事業活動に係る環境会計の情報
- 4．主要な事業内容、対象とする事業年度等
- 5．製品等に係る環境配慮の情報

問36．「環境省環境報告書ガイドライン 2003 年版」における環境報告書の一般的報告原則に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．環境報告書に記載された情報は、環境報告書ガイドラインで定められた規定に基づ

き算出され、かつ、第三者によって認証されたものでなければならない。

2. 環境報告書の記載事項は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間を通じても一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供しなければならない。
3. 環境報告書に記載された情報は、環境報告書ガイドラインで定められた規定に基づき算出され、客観的立場から検証可能でなければならない。
4. 環境報告書は、信頼できる情報を提供しなければならない。
5. 環境報告書は、利害関係者の誤解を招かないように、必要な情報を理解容易な表現で明瞭に提供しなければならない。

問37. 「環境省環境会計ガイドライン2005年版」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

1. 環境会計の外部機能とは、企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や取引先、投資家、地域住民、行政等の外部利害関係者の意思決定に影響を与える機能である。
2. 環境保全効果は、環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、必ず貨幣単位で測定する。
3. コストが環境保全コストに該当するかどうかの判断は、目的基準による。目的基準とは、環境保全目的で投下されたコストを抽出する基準である。
4. 環境会計は、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みである。
5. 環境保全コストは、環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額とし、貨幣単位で測定する。

問38．「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．この法律は、環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定している。
- 2．各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行わなければならない。
- 3．都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行わなければならない。
- 4．国等、都道府県及び市町村は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加を招かないように配慮しなければならない。
- 5．事業者は、その製造等する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

問39．地方自治体において、2000年以降、森林環境税、産廃税など、法定外目的税の新設が相継いでいるが、そのきっかけとなった法律の名称として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．景観法
- 2．地方分権一括法
- 3．循環型社会形成推進基本法
- 4．自然再生推進法
- 5．産廃特別措置法

問40．湿地の賢明な利用と湿地の復元を目指すラムサール条約で、登録された日本国内の湿地として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．仏沼(青森県)
- 2．蕪栗沼・周辺水田(宮城県)
- 3．藤前干潟(愛知県)
- 4．諫早湾(長崎県)
- 5．宍道湖(島根県)

(2) エコアクション21関係(30問・30解答 合計30点)

問41 . エコアクション21 認証・登録制度に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . エコアクション21は、環境省が策定した「ガイドライン」に基づいて審査を実施する、法順守の徹底を唯一の目的とした制度である。
- 2 . ISO14001 の認証を取得している組織は、既に環境マネジメントシステムが構築されているので、財団法人地球環境戦略研究機関に申請すれば、登録審査を受審せずに、エコアクション21の認証・登録を受けることができる。
- 3 . エコアクション21の認証・登録は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に適合していることを示している。
- 4 . 「環境への負荷の自己チェック」、「環境への取組の自己チェック」、「環境経営システムの構築・運用・維持」及び「環境活動レポートの作成」が行われていなければ、エコアクション21の認証・登録は受けられない。
- 5 . エコアクション21は、中小企業でも取り組み易いように ISO14001 を単純に簡易版にしただけのものである。

問42 . エコアクション21 認証・登録制度に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . エコアクション21の審査は、財団法人地球環境戦略研究機関に申請して認定を受けた審査登録機関が実施する。
- 2 . 審査にあたって受審事業者は、登録された名簿から選んで審査人を指名するが、事務局(中央、地域)に審査人の紹介・斡旋を依頼することもできる。
- 3 . エコアクション21の認証・登録は、審査を行った審査登録機関が行い、財団法人地球環境戦略機関にその結果を通知する。
- 4 . エコアクション21の認証・登録の有効期間は3年であり、1年、2年目は維持審査、3年に1度は更新審査が行われる。
- 5 . エコアクション21における環境経営システムの構築に当たり、指名した審査を担当する審査人のコンサルティングを受けることができる。

問43．エコアクション21認証・登録制度における地域事務局に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．地域事務局は、地域でのエコアクション21の普及と地域の審査人の能力向上のための取り組みを行う。
- 2．地域事務局は、受審事業者からの審査の申込受付、受審事業者からの希望に基づく審査人の紹介・斡旋、審査人よりの審査報告書の受理等の事務処理を行う。
- 3．地域事務局は、自らの所在地以外の他の都道府県の事業者からの審査の申込を受け付けることはできない。
- 4．地域事務局は、受付けた受審事業者の審査結果について判定委員会を開催し、認証・登録の可否を判定する。
- 5．地域事務局は、公益法人、特定非営利活動法人又は中間法人で、地域の地方公共団体との協力関係があることが必要である。

問44．エコアクション21の「環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．ガイドラインは「環境への負荷の自己チェックの手引き」、「環境への取組の自己チェックの手引き」、「環境経営システムガイドライン」、「環境活動レポートガイドライン」の4つのパートで構成されている。
- 2．「環境経営システム」は、この「ガイドライン」の最も重要な部分であり、PDCAサイクルを基本とするISO14001の要求事項が全てそのまま取りこまれている。
- 3．「環境への負荷の自己チェック」、「環境への取り組みの自己チェック」は必須事項であるが、別表1、別表2を活用して実施することができる。
- 4．環境活動レポートは、自らの活動の状況について、環境活動レポートガイドラインにのっとり記述するが、これは認証・登録のための審査の対象となる。
- 5．エコアクション21は、環境パフォーマンスを向上させることを目指しており、特に、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量を把握して、削減に取り組むことが規定されている。

問45．エコアクション21の「環境への負荷の自己チェック」に関する説明として「正しいもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．二酸化炭素排出量の集計に当たっては、事業所で使用している化石燃料及び新エネルギー使用量から算出し、購入した電力については発電事業者が把握集計しているので電力使用者の二酸化炭素排出量には含めない。

- 2．化学物質保管量・排出量・移動量の集計に当たっては、大気への排出、公共用水への排出量を集計し、土壌への排出は含めない。
- 3．廃棄物等総排出量の集計に当たっては、循環資源量の再使用及び再生利用は含めない。
- 4．総排水量の集計に当たっては、公共用水域への排水だけでなく下水道への排水も含めなければならない。
- 5．水資源投入量の集計に当たっては、上水、工業用水及び地下水の使用量を集計し、原則として海水、河川水及び雨水は含めない。

問46．エコアクション21の「環境への取組の自己チェック」に関する説明として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．環境への取組の自己チェックシートは、「事業活動へのインプットに関する項目」、「事業活動からのアウトプットに関する項目」及び「環境経営システムに関わる項目」から構成されている。
- 2．環境への取組の自己チェックシートは、各項目について点数付けして評価しなければならない。
- 3．環境への取組の自己チェックシートは、業種によっては関連のない項目もあり、その場合はチェックしなくてもよい。
- 4．環境への取組の自己チェックの結果、取り組んでいない項目、更に取組が必要な項目は、環境経営システムにおいて設定する環境目標として重点的に取り組むことが望ましい。
- 5．廃棄物に関する取組の自己チェックの項目としては、発生・排出の抑制、出荷・販売等に際しての梱包への配慮、生産工程における取組、産業廃棄物等の適正処理等があげられている。

問47．エコアクション21の「環境経営システムガイドライン」の要求事項として「正しくないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．環境方針を全ての従業員に周知する。
- 2．各自の役割、責任及び権限を定める。
- 3．外部からの環境に関する苦情や要望を受付け、必要な対応を行う。
- 4．環境経営システムの全体の状況を内部監査する。
- 5．代表者は、エコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

問48．エコアクション21審査人の業務に関する説明として「正しくない」ものを次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び審査工数について協議する。
- 2．選任された審査人は、受審事業者との合意があれば、書類審査と現地審査の間に、現地予備審査を実施することができる。
- 3．審査人は、中央事務局が定めた審査マニュアル等に従うほか、担当事務局及び中央事務局の依頼、指示に従って審査を行う。
- 4．登録審査を行った審査人は、その後2回目の更新審査まで継続して同一事業者の審査を担当することができる。
- 5．審査人は、登録審査計画書を作成し、それに基づいて受審事業者のガイドライン要求事項への適合の可否を判断し、審査結果を審査報告書として取りまとめ、担当事務局に報告する。

問49．エコアクション21認証・登録の手続きに関する説明として「正しくない」ものを次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．受審事業者は、送付された審査計画書に記載されている必要書類を審査人に送付し、書類審査を受ける。
- 2．書類審査で「要改善」と判定された事項があった場合は、現地審査の終了時までにはその改善を必ず行わなければならない。
- 3．行政機関より、納入業者指名停止、営業停止処分等の処分を受けている場合は、処分の解除まで現地審査を一時延期することがある。
- 4．現地審査において「ガイドラインに不適合」と判定された場合、受審事業者は、審査人の指導・助言を踏まえて必要な是正処置を実施し、「指摘事項是正報告書」を審査人に提出する。
- 5．担当事務局の判定委員会は、審査人より送付された審査報告書、環境活動レポート等により、認証・登録の可否を審議し、判断する。この判定によっては、再度、現地審査を実施する場合がある。

問50．エコアクション21における事業者の認証・登録の基本的要件として「正しくない」ものを次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．ガイドラインの要求事項に基づき、利害関係者からの要望に配慮しつつ事業者の社会的責任とはたすこと。

- 2．ガイドラインの要求事項に基づき、PDCA サイクルの環境経営システムを適切に構築していること。
- 3．ガイドラインの要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること。
- 4．ガイドラインの要求事項に基づき、環境経営システムを適切に運用・維持していること。
- 5．ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境への取り組みを適切に実施していること。

問5 1．エコアクション21 認証・登録制度において、その認証・登録範囲として「適切であると思われるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．廃棄物の収集運搬・中間処理業者が、事務所作業と中間処理作業のみ対象としている場合。
- 2．本社及び複数の営業所のある事業者が、本社業務のみを対象としている場合。
- 3．ビル管理会社が、本社と支店での事務作業のみを対象としている場合。
- 4．薬品製造会社が、その販売部門だけを対象としている場合。
- 5．製造工場内で、顧客から要望された製品の製造ラインだけを対象としている場合。

問5 2 . エコアクション 2 1 認証・登録制度における審査終了から認証・登録までの流れとして「正しくないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 現地審査の最終的な判定区分は、「ガイドラインに適合」及び「ガイドラインに不適合」の2区分である。
- 2 . 受審事業者は、不適合があった場合は速やかに指摘事項の改善を行い、その結果を「指摘事項是正報告書」として取りまとめ、関係書類とともに審査人に送付する。
- 3 . 審査人は不適合が是正されているかを「指摘事項是正報告書」で確認し、審査報告書、環境活動レポートその他の書類等とともに担当事務局へ報告する。
- 4 . 担当事務局のチェックの後、その事務局の判定委員会は、認証・登録の可否を審議し、判定する。判定委員会は、審査人による現地再審査を指示する事がある。
- 5 . 担当事務局は、認証・登録が可となった場合は、その結果を中央事務局に報告するとともに認証・登録証を発行する。中央事務局は、認証・登録事業者名と認証・登録範囲、環境活動レポートを中央事務局ホームページに公表する。

問5 3 . エコアクション 2 1 に関する説明として「適切でないと思われるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . エコアクション 2 1 では二酸化炭素排出量の削減、廃棄物排出量の削減、水使用量の削減等を取り上げており、そのためには省エネルギー、リサイクルなどに取り組むことが必要で、結果的に光熱水道費、廃棄物処理費等のコスト削減につながる。
- 2 . エコアクション 2 1 は、環境省が策定した「ガイドライン」に従って環境経営システム構築、環境活動レポートの作成等を実施するものである。
- 3 . 環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の審査登録が普及したが、国内で大多数を占める中小企業にはその取組が難しすぎるので、要求事項を少なくして、環境マネジメントシステムの底辺を広げるための簡易版を目指したものがエコアクション 2 1 である。
- 4 . エコアクション 2 1 は、都道府県、行政機関の入札参加資格やグリーン入札資格、あるいは「事前協議」免除の条件などとして取り入れられつつあるとともに、サプライチェーンで取引の条件とする大手企業も増えてきている。
- 5 . エコアクション 2 1 は、グリーン購入法に基づき行政機関に環境物品を納入する際の条件の一つとなっている。

問5 4 . エコアクション 2 1 認証・登録制度では、標準的な「エコアクション 2 1 現地審査チェックリスト」が作成されているが、この使用方法として「適切でないと思われる

もの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．チェックリストとその判断基準は、あくまで原則であり、受審事業者の実態とこれまでの取組状況を踏まえて、審査人は必要な指摘をしなければならない。
- 2．チェックリストは、ガイドラインの要求事項と推奨事項を全て網羅してあるので、審査人は、それらに適合しないものは全て不適合(C判定)とする。
- 3．審査人は、審査チェックリストには、次回審査への申し送り事項を含めて気付いた点を具体的に記入する。
- 4．審査人は、記入したチェックリストを担当事務局に提出する。
- 5．審査人は、書類審査での指摘事項の改善状況を必ず確認して、該当箇所に結果を記入する。

問55 .エコアクション21の書類審査に関する説明として「適切でないと思われるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．審査人は、書類審査においては、問題点や要改善点(指摘事項)をなるべく幅広く抽出するように留意する。
- 2．審査人は、活動(事業)に伴う環境負荷が未把握、全く活動が実施されていない場合は、全体として「要改善(C判定)」とし、この是正完了を待って現地審査を実施する。
- 3．審査人は、現地審査での「不適合の基準」に該当する事項は、なるべく書類審査時点で発見するように努めるが、この事項については必ず現地審査までに是正してもらう。
- 4．審査人は、書類審査において、まず、認証・登録の範囲が適切であるか、対象組織で行われている活動(事業)の漏れはないか、環境負荷の未把握等がないか確認する。
- 5．審査人は、環境経営システムの必須事項について、A(適合) B(適合・但し一部要改善)、C(要改善)をチェックし、指定された様式に記入する。

問56 .エコアクション21認証・登録制度においては、審査人は、コンサルティング(指導・助言)を実施した事業者の審査を担当することはできないが、次の選択肢のうちからコンサルティングに「該当しないもの」を「1つ」選べ。

- 1 . 受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムに関するマニュアル、ハンドブック、手順などの準備又は作成すること。
- 2 . 受審事業者の審査に備えて、環境への取組及び環境経営システムの構築と運用について、特定の助言を与えること。
- 3 . 受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムの問題に関する意思決定過程に参画すること。
- 4 . 受審事業者を訪問して経営者等に面談し、環境への取組及び環境経営システムの構築と運用について、特定の助言をあたえること。
- 5 . 事業者が、ガイドラインの要求事項への適合及び環境への取組みについての理解を深め、適切な取組ができるよう、審査人が、書類審査実施時から現地審査終了時までの間に、必要な指導・助言を行うこと。

問57 .エコアクション21の「環境経営システムガイドライン」に関する説明として「正しくないと思われるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境経営システムガイドラインの各項目は、原則として要求事項、その解説及び推奨事項により構成されている。
- 2 . 環境経営システムガイドラインの要求事項は18項目である。
- 3 . 環境経営システムガイドラインの推奨事項は、事業者の業種・業態及び規模等により、可能であれば取り組むことが望ましい内容である。
- 4 . 環境経営システムガイドラインの要求事項の解説は、具体的にどのような取組を行うことが必要であるかを説明している。
- 5 . 環境経営システムガイドラインの要求事項は、取組まなければならない項目を規定しているが、どのような方法及び内容であればその要求事項に適合するかは、事業者の業種・業態及び規模等により異なると考えられる。

問58 .エコアクション21認証・登録制度における現地審査の最終的な判定区分において、「ガイドラインに不適合」に「該当しないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境関連法規の重大な違反がある場合

- 2 . 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量(水使用量)削減の目標及び計画が、正当な事由なく策定されておらず、取組が全く実施されていない場合
- 3 . エコアクション21を実施するために必要な技術・資格についての教育・訓練計画が全く策定されていない場合
- 4 . 取組状況の確認及び問題の是正が全くおこなわれていない場合
- 5 . 代表者による全体の評価と見直しが、全く行われていない場合

問59 . エコアクション21 認証・登録制度において、複数組織・サイトの認証・登録に当たり原則的に「認証・登録できないと考えられる場合」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境経営システムが、グループを構成される各社の事務局により管理され、各社の代表者により評価と見直しが行われている複数の企業からなるグループを対象とした一括した認証・登録
- 2 . 全体統括者の所属する法人の連結決算の対象組織(子会社等)を一括した認証・登録
- 3 . 各地域の販売子会社と製品の製造会社を一括した認証・登録
- 4 . 環境経営システムの構築・運用・維持に関して、定められた統括者の指揮命令に従うことを文書による契約で定め、全ての対象組織・サイトが同一の製品等を製造している場合の一括した認証・登録
- 5 . フランチャイズ契約を締結し、運営している組織の一括・認証登録

問60 . 環境への取組自己チェックリストの「事業活動からのアウトプットに関する項目」に「該当しない項目」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 輸送に伴う環境負荷の低減
- 2 . 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
- 3 . 排水処理
- 4 . 製品の開発・設計等における環境配慮
- 5 . 地域環境の保全

問6 1 .エコアクション2 1 認証・登録制度の書類審査において必ず評価しなければならない事項として「適切でないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境活動レポートの内容
- 2 . 環境活動計画
- 3 . 実施体制
- 4 . 内部環境監査
- 5 . 緊急事態の想定結果及びその対応策

問6 2 .エコアクション2 1 における「環境への取組の自己チェック」の実施に当たり「最も適切と考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 環境への取組の自己チェックリストに示されたものすべての項目について、「既に取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいるがさらに取組みが必要」、「× 取り組んでいない」を記入しなければならない。
- 2 . これまで取り組んでいない項目は必ず、環境経営システムの環境活動計画として取り上げ、重点的に取り組む。
- 3 . 自己チェックリストに記載されている項目は、エコアクション2 1 では必ず実施しなければならない。
- 4 . 自己チェックリストは、事業活動のインプット/アウトプット項目から構成されている。
- 5 . 環境への負荷の自己チェックでカバーしていない分野については、取組状況を表せる指標を自ら決めるのがよい。

問6 3 .エコアクション2 1 における「代表者(経営者)による全体の評価と見直し」として「適切でないと思われるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1 . 見直しに必要な情報は、自ら収集するか、もしくは環境管理責任者に報告させてもよい。
- 2 . 代表者(経営者)は、環境への取組状況の適切性を自ら判評価する。
- 3 . 見直しは、少なくとも毎年1回以上実施し、その結果を記録する。
- 4 . 見直し結果にもとづく必要な是正や改善の指示は、環境管理責任者が行う。
- 5 . 代表者(経営者)は、評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等の見直しの必要性を判断する。

問64 エコアクション21における全ての従業員を対象として行う教育・訓練の例として「適切でないと思われるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．環境問題の現状の解説
- 2．全社共通の環境活動計画の内容の周知
- 3．担当する業務に関連する環境目標や達成のための手順の説明
- 4．環境方針の説明
- 5．従業員の福利厚生の説明

問65 現地審査における審査人の対応として「正しいと思われるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．オフィスビルの一室を賃貸している弁護士事務所において、廃棄物排出量が把握されていなかったが、廃棄物は管理会社が処分しているので、分別を徹底することだけをお願いした。
- 2．産業廃棄物の委託契約書のある収集運搬業者において、許認可の有効期限が切れていたのに注意だけはしておいた。
- 3．事務（執務）室におけるインタビューにおいて、机上に書類が山のように積み上がっていたが、特に指摘はしなかった。
- 4．産業廃棄物となる廃油置場に防油堤がなく、油こぼれの跡があったが、法違反ではないので、指摘はしなかった。
- 5．工場の最終排水口を目視したところ油膜があったが、指摘はしなかった。

問66 エコアクション21の中間審査及び更新審査における審査人の対応として「最も望ましいと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．指摘事項が何も発見されなかったので、小さな文章上のミスも見逃さないように心掛けた。
- 2．指摘事項が何も発見されなかったので、淡々と「指摘なし」とのみ審査報告書に記載した。
- 3．指摘事項が何も無かったので、現場で従業員と談笑して審査時間を過ごした。
- 4．指摘事項が何も無かったのでエコアクション21の取組における「優れている点/評価できる点」を発見するように努めた。
- 5．指摘事項が何も無かったので、環境管理責任者の業務上の悩みの相談に乗った。

問67．エコアクション21の現地審査における「要改善事項(コメント)」の内容として「最も望ましいと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．廃棄物削減のための取組が不十分であり、今後、さらに努力されることを期待します。
- 2．化学物質の保管に関するデータが確認できませんでした。
- 3．環境関連法規等の取りまとめ結果の一部が見あたりませんでした。取りまとめについて再度見直す必要があります。
- 4．第一工場における昼休みの消灯が実施されていない日が月に数日あり、消灯当番の意識にばらつきが見られます。当番の環境教育を再度行う、チェックリストを作成するなどして確実に取組ことが望まれます。
- 5．環境方針の内容に問題が見られます。事業活動全体を踏まえて作成することが必要です。

問68．産業廃棄物処理業者におけるエコアクション21の取組のあり方として「最も望ましくないと考えられるもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．産業廃棄物収集運搬業者が、環境目標として、収集ルートの見直し、排出事業者に対する分別指導を掲げた。
- 2．管理型の産業廃棄物最終処分場において、環境目標として、排水の適正処理と水質自主管理基準の設定、自社以外の搬入車両へのエコドライブの呼びかけを掲げた。
- 3．複数の県において産業廃棄物収集運搬業の許可を有する事業者が、県毎の単位で順次エコアクション21に取り組むことを決め、最終的には全社を対象とするものの、当面は全社一括での認証取得はしないこととした。
- 4．建設業と産業廃棄物収集運搬業を行っている事業者が、産業廃棄物収集運搬部門だけでエコアクション21に取り組むこととした。
- 5．産業廃棄物の収集運搬と最終処分を行っている事業者が、まず、最終処分部門からエコアクション21に取り組み、その後、収集運搬部門に拡大することとした。

問69．エコアクション21認証・登録制度におけるエコアクション21審査人に関する説明として「正しいもの」を「1つ」選べ。

- 1．認定された審査人は、年に一回以上は事業者の審査を実施するとともに、所定の資格更新講習を毎年度受講し、これを終了しなければならない。
- 2．審査人として認定・登録されれば、事前に準備さえすればどのような分野の事業者の審査を行ってもよい。

- 3．審査人はいずれかの審査登録機関又はエコアクション2.1地域事務局に所属しなければならない。
- 4．審査人は、書面審査実施時から現地審査終了時までの間に、受審事業者に対して必要な指導・助言を行うことができる。
- 5．審査人は、担当事務局の判定委員会に必ず出席し、審査結果について報告しなければならない。

問70．エコアクション2.1環境経営システムガイドラインにおいて「環境関連文書及び記録」として、ガイドラインの解説で「指定されていないもの」を次の選択肢のうちから「1つ」選べ。

- 1．環境活動計画
- 2．不適合是正処置報告書
- 3．代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果
- 4．緊急事態の想定結果及びその対応策
- 5．環境関連法規等の遵守状況のチェック結果

2 論述式問題（2問・各15点 合計30点）

以下の2問について、それぞれ400字以内で論述してください。

問71 .「環境への負荷の自己チェックシート」を審査する際の着目点、留意点について具体的に述べよ。

問72 .以下の業種のうちから一つを選び、選択した業種における「二酸化炭素排出量」、「廃棄物排出量」及び「総排水量」の削減方策について、その予想される効果も含めて具体的に述べよ（選択した業種を で囲む）。

（ 産業廃棄物中間処理業 ホテル 中学校 建設業 金属加工業）

以上